

屋根の雪下ろし費用を助成します

屋根の雪下ろしが困難な世帯に対して、屋根の雪下ろしにかかった費用の一部を助成します。

対象

市内に在住し、本年度、世帯全員の市民税が非課税で、次のいずれかに該当する世帯を対象とします。

- ①75歳以上の高齢者のみ世帯（昭和22年3月31日以前生まれ）
- ②75歳以上の高齢者と高校生等まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）の児童・生徒のみ世帯
- ③身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の対象者のみ世帯
- ④対象となる手帳保持者と高校生等まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）の児童・生徒のみ世帯
- ⑤ひとり親世帯（親と高校生等まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）の児童・生徒のみ世帯）
- ⑥上記①～⑤のみで居住している世帯

ただし上記①～⑥に関わらず、次に掲げる世帯は助成の対象になりません。

- ・生活保護を受けている世帯
- ・2親等内の親族から、労力による援助又は経済的な援助を受けることができる世帯
- ・12月から翌年3月までの間に、3か月を超えて入院または施設に入所、別世帯に同居するなど、冬期間に3か月以上生活の見込みがない世帯



市民税課税世帯には、6月中旬に市役所税務課から納税通知書が届いています。

助成額

1世帯雪下ろし1回につき18,000円を上限とし、一冬期間に2回まで助成します。（一部地域は3回）

申請方法

雪下ろしを実施したら、社会福祉協議会もしくは民生委員・児童委員にその旨をご連絡ください。申請に必要な書類を送付させていただきます。

届いた書類に必要事項を記入し、雪下ろし代金の領収書（写しでも可）と一緒に、社会福祉協議会までご提出ください。

※申請は、令和5年3月3日(金)までをお願いします。

【問合せ先】 三条市社会福祉協議会 生活支援係

☎：33-8511

